

ガイドライン：指紋採取 - 農作業請負業者

労働法第 212-a (2) 項で、ニューヨーク州の農作業請負業者として働く人は、有効期限内の登録証明書を保持する必要があると定められています。農作業請負業者とは、手数料を受け取って、第三者の代理として、農場や食品加工労働者を採用・輸送・提供・雇用・監督する個人、会社、共同経営者、企業、団体または共同組合のことです。

申請者は、申請プロセスの一環として、証明書のために指紋採取が必要です。

- 過去にニューヨーク州の農作業請負業者として登録を行ったことがない場合、ニューヨーク州の **Morpho Trust USA (モルフォトラスト USA)** で指紋をスキャンし、申請受領証のコピーを含める必要があります。指紋採取説明シート (**LS 121**) を参照してください。
- 以前に証明書や許可を拒否されたり、証明書を失効または停止されたことがある場合、通知があるまで毎年指紋をスキャンする必要があります。

詳細は、次のいずれかの労働基準局にお問い合わせください。

Albany District

1220 Washington Ave.
Bldg. 12 Room 185A
Albany, NY 12226
(518) 457-2730

Buffalo District

295 Main Street
Suite 914
Buffalo, NY 14203
(716) 847-7141

New York City District

55 Hanson Place
11th Floor
Brooklyn, NY 11217
(212) 775-3880

Syracuse District

333 East Washington Street
Room 121
Syracuse, NY 13202
(315) 428-4057

Bronx District

55 Hanson Place
11th Floor
Brooklyn, NY 11217
(212) 775-3597

Garden City District

400 Oak Street
Suite 102
Garden City, NY 11530
(516) 794-8195

Rochester District

276 Waring Road
Room 104
Rochester, NY 14609
(585) 258-4550

White Plains District

120 Bloomingdale Road
White Plains, NY 10605
(914) 997-9521